

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
2	対象税目	法人税:義 ・ 所得税:外
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%)。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興法(昭和28年法律第72号)第19条</li> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条、第45条、第68条の27</li> <li>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3、第28条の9、第39条の56</li> </ul>
4	担当部局	総務省地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～27年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用期間	2年間

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立の発展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条</p> <p>租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016 第2章2(4)</p> <p>過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。</p>												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成29年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】</p> <p>Ⅱ.地方行財政</p> <p>2.地域振興(地域力創造)</p>												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>平成28年度目標値381千人以上(離島振興対策実施地域の人口)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に行われ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献している。</p> <p>平成27年度:389千人(離島振興対策実施地域・住民基本台帳に基づく人口)</p>												
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 平成25~26年度は『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)』を参照、27年度は適用実績について、国土交通省国土政策局離島振興課にて、関係都道県から聞き取った結果。</p>	区分\年度	平成25	26	27	適用件数	0	2	2	適用額	0	6	6
		区分\年度	平成25	26	27										
適用件数	0	2	2												
適用額	0	6	6												
② 減収額	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分\年度	平成25	26	27	法人税	0	2	2						
区分\年度	平成25	26	27												
法人税	0	2	2												

			(注) 前項『適用数等』に記載されている適用額を基に算出した。																
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>405</td> <td>397</td> <td>389</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 25 年度から 27 年度までについては、住民基本台帳に基づく人口。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>平成 28 年度における人口を平成 25 年度から 27 年度の人口減少率から算出すると、約 381 千人となり、所期の目標(28 年度 381 千人以上)は達成される見込みである。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制適用による雇用数\人</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に行われ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認する効果がある。なお、平成 28 年度も適用を予定しており、想定外に僅少とはならない見込みである。</p>	区分\年度	平成 25	26	27	人口	405	397	389	区分\年度	平成 25	26	27	税制適用による雇用数\人	0	1	0
区分\年度	平成 25	26	27																
人口	405	397	389																
区分\年度	平成 25	26	27																
税制適用による雇用数\人	0	1	0																
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人などの設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない																
11	有識者の見解		—																
12	評価結果の反映の方向性		本特例措置は、離島地域の経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で重要であるため、引き続き本特例措置を維持する。																

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—